

# ASAHI NEWS

平成30年10月10日  
第103号

朝日税理士法人 城南支社  
TEL:03-3700-3331  
FAX:03-3700-8942  
<http://www.asahitax.jp>



## ■■■ 10月の主な予定 ■■■

### 税務・会計

10月31日：個人住民税（普通徴収分、第3期分）の納期限：市町村の条例で定める日

### 経営・経済

10月11日：G20財務相・中央銀行総裁会議（インドネシア・バリ島、12日まで）

10月12日：IMF・世界銀行年次総会（バリ島）

10月19日：全国消費者物価指数発表（総務省）

10月26日：米・第3四半期GDP速報値発表（商務省）

10月30日：日銀金融政策決定会合（日銀、31日まで）

10月30日：有効求人倍率発表（厚労省）

10月31日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表（経産省）



### 【お知らせ】

アサヒニュースは平成30年11月分(第104号)より、郵送からホームページ閲覧へと切り替わる事になりました。（「朝日ビジネスサービス」または「<http://www.asahi-bs.com/>」から検索しご覧下さい（只今リニューアルの為、準備中です）。

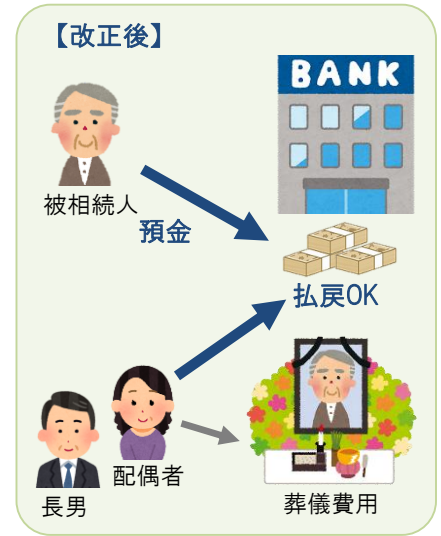
## 相続関係民法が40年ぶりの改正！ その2

相続に関する改正民法が今年の7月6日に成立、同13日に公布されました。配偶者の保護や遺留分制度の見直し等、影響の大きい重要項目が盛り込まれています。シリーズで主要ポイント①～⑤を解説します。今回は②の解説です。

### 民法改正の主要ポイント

今回の民法改正の大きなポイントとしては、次の5つが挙げられます。

- ① 配偶者居住権の新設など配偶者の権利保護
- ② 故人の預貯金の仮払制度の新設
- ③ 自筆証書遺言の要件緩和と保管制度の新設
- ④ 遺留分の金銭債権化と算定方法の見直し
- ⑤ 相続人以外の者の貢献を特別の寄与として考慮する制度の新設



### ② 故人の預貯金の仮払制度の新設

改正前は、遺産分割前の被相続人の預貯金口座は一旦凍結(※)されてしまい、葬儀費用などをその口座から引き出したいときは不便でした。

改正により2つの方法が新設されました。

払戻しの方法		メリット	デメリット	
方法1	家庭裁判所の保全処分を利用して払戻し	家庭裁判所に対して遺産分割の審判又は調停の申立てを行い、これと併せて仮払の申立てをする方法です。	裁判所が必要と認めた場合には、預貯金の <b>全部又は一部</b> を仮取得することができます。	裁判所の申立てを要するため手続きが煩で、費用や時間がかかります。
方法2	家庭裁判所の判断を経ないで払戻し	遺産分割前であっても、相続人が <b>単独</b> で仮払請求ができる方法です。	裁判所での手続きもなく、直接金融機関の窓口で手続きができるので手続きが容易です。他の相続人の同意が不要です。	払戻し可能額は次の金額の範囲内です。 <b>【算式】</b> 払戻額 ≤ 相続開始当時の預貯金残高 × 1/3 × その相続人の法定相続分 (上限額は別途規定される予定です。)

#### (※)預貯金の凍結とは

人が亡くなったことを銀行が知ると、その人の口座取引をすべて中止します。これを口座の凍結といいます。凍結により口座名義の変更はもちろん、その口座からの預金の引き出しや水道光熱費などの引き落としなども一切できなくなってしまいます(各金融機関ごとに多少対応が異なります)。

口座凍結は、相続人が手続きをするというよりは、死亡した旨を銀行側に知らせれば、相続人が望む望まないに関わらず預金口座は**強制的に取引停止になります**。なぜなら、銀行も死亡した人の預金の引出しを制限なく認めてしまうと、他の相続人からクレームをつけられる恐れもあるため、遺産分割協議が確定するまでは、一切の払い出しを**原則**停止するのです。ただし、遺言がある場合はその遺言と必要書類を提出することによって口座の凍結は解除されます。

### 適用時期

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日

※上記に関する詳細につきましては、当社担当者へお問い合わせ下さい。

## 中小企業の時間外労働等改善助成金について

今回は、中小企業の長時間労働削減や休暇取得、テレワーク実施の取組を助成する、「時間外労働等改善助成金」制度のあらましをご紹介します。「働き方改革法」も成立し、中小企業でもいよいよ時間外労働の縮減や生産性向上への対応が待ったなしとなりつつあります。有効に活用しましょう。



### 助成制度の概要

時間外労働等の改善に向けて、事業計画と成果目標を設定して施策(「取組」と呼ばれています)を実施した中小企業に対し、その目標達成状況に応じて、取組の実施に要した費用の一部を負担する助成金が支給されます。

設定する目標の種類によりいくつか「コース」分けされていますが、基本的な申請手順や、対象となる中小企業の規模などの要件、経費助成対象となる取組の内容などは、ほぼ共通です。

#### 【対象となる中小企業の事業主】

業種	A. 資本または出資額(←いずれかを満たす企業→) B. 常時使用の労働者	
小売業(飲食店含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業		100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他業種	3億円以下	300人以下

#### (コースにより異なる要件)

時間外労働上限設定コース	勤務間インターバル導入コース	テレワークコース
平成28または29年度に有効な36協定に特別条項(限度を超える労働時間の協定)があり、当該条項が、複数月あるいは複数人に適用された事業場のある事業主	以下のいずれかの事業場を有する事業主 ①勤務間インターバル制度を導入していない ②9時間以上のインターバルを導入している対象となる労働者が当該事業場の労働者の半数以下 ③9時間以上のインターバルを導入している	テレワークを新規に導入するか、継続して活用する事業主 (過去に本助成を受けた事業主は対象労働者を2倍に増加して取り組めば2回まで受給可能)

#### 【助成対象の取組、申請手順等】

	時間外労働上限設定コース・勤務間インターバル導入コース	テレワークコース
支給対象となる取組(いずれか一つ以上)	①労務管理担当者への研修 ②労働者への研修 ③外部専門家によるコンサルティング ④就業規則・労使協定等の作成変更 ⑤人材確保に向けた取組	⑥労務管理用ソフトウェア・機器、デジタル式運行記録計の導入・更新 ⑦テレワーク通信機器の導入・更新 ⑧労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新
申請の手順	左の①～④、⑦とテレワーク導入・実施に関する以下 ⑨保守サポートの導入 ⑩クラウドサービスの導入	
交付申請・支給申請先	事業実施計画書等を添付し交付申請書を提出(期限12月3日)⇒交付決定⇒計画に沿って取組実施⇒期限までに支給申請	最寄りの労働局
支給申請の期限	2月15日	テレワーク相談センター
		2月末日

### 成果目標と助成額

【時間外労働上限設定コース】 36協定を改定し届け出ることによって、一企業上限200万円の助成が受けられます【成果目標】



事業実施計画で指定した全事業場で、平成30または31年度に有効な36協定の「延長する労働時間数」を短縮して、以下のいずれかの上限設定を行い、労働基準監督署へ届出を行うこと

	月	年間
成果目標1	45時間以下	360時間以下
成果目標2	45時間超60時間以下	720時間以下
成果目標3	60時間超(法定休日労働時間含め80時間以下)	720時間以下

事業実施後に設定する時間外労働時間数等	事業実施前の時間外労働時間数等		
	ア	イ	ウ
	時間外労働時間数等が月80時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場	時間外労働時間数で月60時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場(アに該当する場合を除く)	時間外労働時間数で月45時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場(ア、イに該当する場合を除く)
成果目標1	150万円	100万円	50万円
成果目標2	100万円	50万円	-
成果目標3	50万円	-	-

#### 助成額(以下のいずれか低い額)

- 一企業当たり上限200万円
- 上限設定の上限額(右の表参照)および休日加算額(一定条件で休日増やせば25万~100万円を加算)の合計額
- 対象経費合計額×補助率3/4(規模等の条件満たせば4/5)

【勤務間インターバル導入コース】と【テレワークコース】 概略は下記のとおりです

	勤務間インターバル導入コース	テレワークコース
成果目標	①新規導入 ②対象労働者範囲拡大 ③インターバル時間延長のいずれか	①テレワーク実施 ②実施日数週平均1日以上 ③平均有給取得日数増加または時間外労働平均時間削減の全て
助成額(経費補助率)	3/4(特定の場合4/5)	達成:3/4 未達成:1/2
助成額(上限額)	一企業40~50万円(範囲・時間延長だけなら半分)	労働者一人20万円が一企業150万円の低い額(目標未達なら減額)